

介護ロボット導入支援事業概要

1 事業内容

介護保険事業所が介護ロボットを導入した場合に、事業者からの申請に基づき購入に係る経費の一部を補助する。

(1) 対象機器等

ア ロボットの使用目的が、日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであり、その機能が、①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う、一連の要件を満たすロボットであること。

イ 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備

(2) 補助対象額

ア 移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援の場面において使用されるもの
介護ロボット1機器当たり、実支出額に補助率「3/4（※）」又は「1/2」を乗じた額と100万円を比較して少ない方の額

イ 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援の場面において使用されるもの

介護ロボット1機器当たり、実支出額に補助率「3/4（※）」又は「1/2」を乗じた額と30万円を比較して、少ない方の額

ウ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

1事業所当たり、実支出額に補助率「3/4（※）」又は「1/2」を乗じた額と750万円を比較して、少ない方の額

※介護ロボット及び通信環境整備において、補助率3/4の適用を受けようとする場合は、以下の要件を満たす必要があります。

少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること

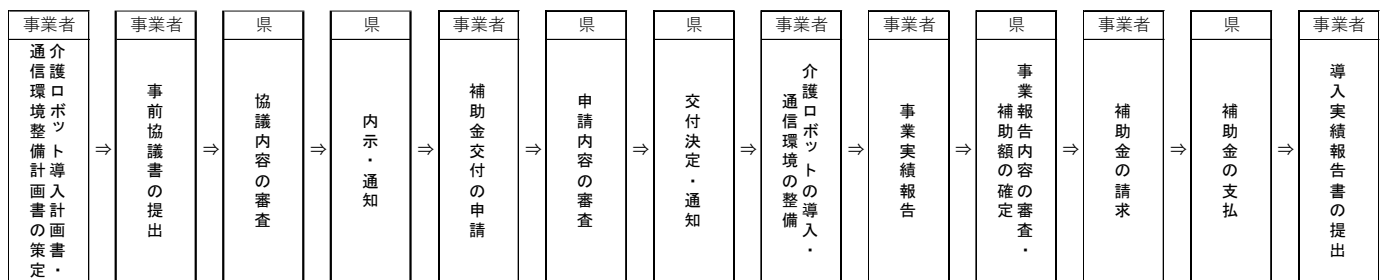
(3) 対象事業所

県内すべての介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び施設を対象とする。ただし、見守り機器の導入は、施設系サービス（※）とする。

※ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）、介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護 など

2 申請手続等

介護ロボットの導入を希望する事業者は協議を行い、県から示される内示額の範囲内で申請を行い、県は申請内容を審査し、対象となる事業所に対して補助する。



なお、介護ロボットを導入する事業者は、介護従事者の負担軽減及び業務の効率化のため、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等（※2）を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容を記載した介護ロボット導入計画を作成し、広く周知することとする。また、導入後3年間は、上記計画の進捗状況及び導入の効果を県に報告するとともに、広く周知することとする。

※2 補助率3/4の適用を受けようとする場合は、併せて以下の項目についても記載すること

ア 従前の介護職員等の人員体制

イ 介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制

ウ 利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組

3 協議書募集期間 2023年8月31日（木）から2023年9月29日（金）まで

※郵送での提出をお願いします。

（郵便事故防止のため、特定記録または簡易書留をおすすめします。）

※交付申請書の提出期限は、内示の際にお知らせします。

担当：愛知県福祉局高齢福祉課

介護人材確保グループ

電話：052-954-6814（ダイヤルイン）